

Z-67-E 相続税法〔第一問〕一解 答一

〔 問1の解答は1枚目から3枚目に、問2の解答は  
4枚目から6枚目の所定の箇所に記入しなさい。 〕

問1

(1) 相続税の延納の適用要件	
① 延納の要件	
次の要件に該当する場合には、その納付を困難とする金額として一定の金額を限度として、相続税の年賦延納の適用を受けることができる。	
イ 相続税の期限内申告書、期限後申告書若しくは修正申告書の提出により、又は相続税について更正若しくは決定を受けたことにより納付すべき相続税額が10万円を超えていること。①	
ロ 納期限までに又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由があること。①	
ハ 必要な担保を提供すること。①	
ただし、延納税額が100万円以下で、かつ、延納期間が3年以下である場合は不要。①	
ニ 延納の申請をすること。①	
② 延納期間	
イ 原則	
(イ) 一般の場合……5年以内 ①	
(ロ) 課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額の占める割合が $\frac{5}{10}$ 以上である場合	} ②
不動産等の価額に対応する相続税額……15年以内	
その他の部分の相続税額……10年以内	
(ハ) 課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額の占める割合が $\frac{3}{4}$ 以上である場合	} ①
不動産等の価額に対応する相続税額……20年以内	
ロ 特則 ②	
上記イにおいて延納税額がそれぞれ(イ)50万円未満、(ロ)150万円未満、(ハ)200万円未満であるときは、その延納期間は、延納税額を10万円で除した年数(1年未満は1年とする。)を超えることができない。	

問 1 (続き)

③ 延納年割額 ①	
延納年割額は、延納税額を延納期間に相当する年数で除して計算した金額とする。	
④ 手続	
相続税の延納の許可を申請しようとする者は、その延納を求めようとする <u>相続税の納期限までに、又は納付すべき日に①</u> 、一定の事項を記載した申請書に <u>担保提供関係書類を添付①</u> し、 <u>納税地の所轄税務署長に提出①</u> しなければならない。	
(2) 物納の適用要件	
① 物納の要件	
次の要件に該当する場合には、その納付を困難とする金額として一定の金額を限度として、物納の適用を受けることができる。	
イ 納付すべき相続税額を延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があること。①	
ロ 物納の申請をすること。①	
※ 超過物納 ①	
なお、物納財産の性質、形状その他の特徴により一定の額を超える価額の物納財産を収納することについて、税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、その一定の額を超えて物納の適用を受けることができる。	
② 物納に充てることができる財産	
物納に充てることができる財産は、 <u>納税義務者の課税価格計算の基礎となった財産①</u> （その財産により取得した財産を含み、 <u>相続時精算課税適用財産を除く。①</u> ）で <u>法施行地にあるもの①</u> のうち、次に掲げるもの（ <u>管理処分不適格財産を除く。①</u> ）とする。	
イ 不動産及び船舶	} ②
ロ 次に掲げる有価証券	
(イ) 国債及び地方債証券、上場有価証券で一定のもの、投資証券で一定のもの	
(ロ) 社債券、株券、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券	
ハ 動産	
(注) 上記の財産のうち物納劣後財産を物納に充てることができる場合は、上記の財産のうち物納劣後財産に該当しないもので納税義務者が物納の許可の申請の際現に有するもののうちに適当な価額のものがない場合に限る。②	



問 2

(1) 租税特別措置法第 70 の 7 第 1 項に規定する贈与者の要件
次の要件をすべて満たすこと
① 認定贈与承継会社の代表権を有していた個人であること ①
② その認定贈与承継会社の非上場株式等について既にこの規定の適用を受けていないこと ①
③ 同族過半要件 ①
その贈与の直前において、贈与者及び同族関係者の有する認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、その認定贈与承継会社の総株主等議決権数の 50%を超えていること
④ 同族内筆頭株主要件 ①
その贈与の直前において、その贈与者が有する認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、経営承継受贈者を除く同族関係者のいずれの者が有する非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。
⑤ その贈与时において認定贈与承継会社の代表権を有していないこと ①
(2) 租税特別措置法第 70 の 7 第 1 項に規定する経営承継受贈者の要件
次の要件をすべて満たすこと
① 贈与の日において 20 歳以上であること ①
② 贈与时において認定贈与承継会社の代表権を有していること ①
③ 同族過半要件 ①
その贈与の時において、その経営承継受贈者及び同族関係者の有する認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該認定贈与承継会社に係る総株主等議決権数の 50%を超えていること。
④ 同族内筆頭株主要件 ①
その贈与の時において、その経営承継受贈者が有する認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、その同族関係者のいずれの者が有する認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数を下回らないこと。
⑤ その贈与の時からその贈与の日の属する年分の贈与税の申告期限まで特例受贈非上場株式等のすべてを保有していること ①
⑥ 贈与の日まで引き続き 3 年以上にわたり、認定贈与承継者の役員の地位を有していること ①
(次頁につづく)

問2 (続き)

(3) 租税特別措置法第70の7第1項の規定の適用を受ける場合における平成29年分の贈与税の納税猶予額及び
納付すべき税額
① 暦年課税の場合
イ 贈与税額の計算
$(300 \text{ 円} \times 200,000 \text{ 株} + 10,000,000 \text{ 円} - 1,100,000) \times 55\% - 6,400,000 \text{ 円} = 31,495,000 \text{ 円}$
ロ 納税猶予額の計算
(イ) 贈与株式数の判定
$300,000 \text{ 株} \times 2/3 - A \quad 100,000 \text{ 株} = 100,000 \text{ 株} \leq \text{甲} \quad 200,000 \text{ 株} \quad \therefore 100,000 \text{ 株} \quad \text{①}$
(ロ) 納税猶予額の計算
$(300 \times 100,000 \text{ 株} - 1,100,000 \text{ 円}) \times 45\% - 2,650,000 \text{ 円} = 10,355,000 \text{ 円}$
ハ 納付すべき贈与税額 $\text{イ} - \text{ロ} = 21,140,000 \text{ 円}$
平成29年分の贈与税の納税猶予額 10,355,000円 ②
平成29年分の納付すべき贈与税額 21,140,000円 ②
② 相続時精算課税の場合
イ 贈与税額の計算
$(300 \text{ 円} \times 200,000 \text{ 株} + 10,000,000 \text{ 円} - 25,000,000 \text{ 円}) \times 20\% = 9,000,000 \text{ 円}$
ロ 納税猶予額の計算
(イ) 贈与株式数の判定
上記①ロ(イ)と同じ $\therefore 100,000 \text{ 株}$
(ロ) 納税猶予額の計算
$(300 \times 100,000 \text{ 株} - 25,000,000 \text{ 円}) \times 20\% = 1,000,000 \text{ 円}$
ハ 納付すべき贈与税額 $\text{イ} - \text{ロ} = 8,000,000 \text{ 円}$
平成29年分の贈与税の納税猶予額 1,000,000円 ②
平成29年分の納付すべき贈与税額 8,000,000円 ②
(計 20点)



Z-67-E 相続税法〔第二問〕一解 答一

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅地H	配偶者乙	138,600,000①	$350,000 \times 1.00 \times 396 \text{ m}^2 = 138,600,000$
居住用家屋I	配偶者乙	4,300,000①	$4,300,000 \times 1.0 = 4,300,000$
宅地J (a部分)	子 C 孫 F	96,045,000 96,045,000 (配点②)	① $380,000 \times 1.00 \times 600 \text{ m}^2 = 228,000,000$ ② 自用分 } $\frac{150 \text{ m}^2}{600 \text{ m}^2} = 57,000,000$ 貸家建付分 } $\frac{450 \text{ m}^2}{600 \text{ m}^2} \times (1 - 70\% \times 30\%) = 135,090,000$ 計 192,090,000 ③ $② \times \frac{1}{2} = 96,045,000$
(b部分)	子 C 孫 F	46,740,000 46,740,000 (配点②)	① $380,000 \times 1.00 \times 246 \text{ m}^2 = 93,480,000$ ② $① \times \frac{1}{2} = 46,740,000$

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算(続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
建物K	子 C 孫 F	8,912,500 8,912,500 (配点②)	① $23,000,000 \times 1.0 \times (1 - 30\% \times \frac{900\text{m}^2}{1,200\text{m}^2}) = 17,825,000$ ② $① \times \frac{1}{2} = 8,912,500$
アスファルト舗装L	子 C 孫 F	1,995,000 1,995,000 (配点②)	① $(6,000,000 - 300,000) \times \frac{70}{100} = 3,990,000$ ② $① \times \frac{1}{2} = 1,995,000$
農地N	孫 D	28,392,000①	$(50,000 \times 0.99 - 7,250^*) \times 672 \text{ m}^2 = 28,392,000$ ※造成費用 $4,872,000 \div 672 \text{ m}^2 = 7,250$
P社株式	孫 F	19,340,000①	① 東証 $\text{イ } 2,001 \quad \text{ロ } 2,006 \quad \text{ハ } 2,001 = \frac{2,140 + 100 \times 0.1}{1 + 0.1} = 1,954$ $\therefore 1,954①$ ② 名証 $\text{イ } 1,996 \quad \text{ロ } 1,999 \quad \text{ハ } 1,993 = \frac{2,118 + 100 \times 0.1}{1 + 0.1} = 1,934$ $\therefore 1,934$ ③ $① > ② \therefore 1,934$ ④ $③ \times 10,000 \text{ 株} = 19,340,000$
Q銀行R支店定期預金	配偶者乙	30,071,455①	$30,000,000 + 89,671^{*1} - 18,216^{*2} = 30,071,455$ ※1 $30,000,000 \times 0.6\% \times \frac{486\text{日}}{365\text{日}} - 30,000,000 \times 0.5\% = 89,671$ ※2 $89,671 \times 20.315\% = 18,216$



(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算(続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
現金	配偶者乙	2,000,000	
その他の財産			
株式の割当を受ける権利	孫 F	1,834,000	$(1,934 - 100) \times 10,000 \text{株} \times 0.1 = 1,834,000$
未支給年金	配偶者乙	(配点①) —	遺族固有の請求権であるため、相続財産に該当しない。①
(租税特別措置法第70条の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない金額)			
財産の種類	適用者	相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない金額	
現金	配偶者乙	申告後贈与のため、措法70の適用なし②	

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(取引相場のない〇社株式)の価額の計算

イ 評価方法の判定

(イ) 同族株主の判定

$$\frac{2,475 \text{個}^{\ast}}{3,000 \text{個}} = 0.825 > 50\%$$

※ 75個 + 75個 + 75個 + 75個 + 150個 + 750個 + 175個 + 300個 + 800個 = 2,475個

(ロ) 評価方式の判定

子 B  $\frac{750 \text{個}}{3,000 \text{個}} = 0.25 \geq 5\% \quad \therefore$  原則的評価方式

子 C  $\frac{175 \text{個}}{3,000 \text{個}} = 0.0583 \dots \geq 5\% \quad \therefore$  原則的評価方式

養子 E  $\frac{800 \text{個}}{3,000 \text{個}} = 0.266 \dots \geq 5\% \quad \therefore$  原則的評価方式

} ②

計 算 過 程	
(イ) 相続税評価による純資産価額	$92,723,000 - 32,326,000 = 60,397,000$
(ロ) 簿価純資産価額	$78,200,000 - 32,326,000 = 45,874,000$
(ハ) $((イ) - (ロ)) \times 37\%$	$= 5,373,510 \rightarrow 5,373,000$ (千円未満切捨て)
(ニ) $\frac{(イ) - (ロ)}{30,000株}$	$= 1,834$ ②

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
〇社株式	子 B	1,839,000	(イ) 類似業種比準価額 (小会社) $163 \times \left[ \frac{1.6 + \frac{12}{30} \times 3 + \frac{143}{372}}{5} \right] (0.38) \times 0.5 = 30.9$ $30.9 \times \frac{1,000}{50} = 618$ ② (比準要素) A 200, 163, 168, 166 $\therefore 163$ $\textcircled{B} \frac{(0 + 1,920,000) \times \frac{1}{2}}{600,000株} = 1.6$ $\textcircled{C} \textcircled{1} \frac{7,200,000}{600,000株} = 12$ $\textcircled{D} \frac{(7,200,000 + 9,700,000) \times \frac{1}{2}}{600,000株} = 14$ ① } $\therefore 12$ $\textcircled{D} \frac{(30,000,000 + 56,300,000)}{600,000株} = 143$ ①
	子 C	1,226,000	
	養子 E	9,808,000	
		(配点①)	
			(ロ) 評価 $\textcircled{1} 1,834$ $\textcircled{2} 618 \times 0.5 + 1,834 \times 0.5 = 1,226$ $\textcircled{3} \textcircled{1} > \textcircled{2} \therefore 1,226$
			(ハ) 評価額 子 B $1,226 \times 1,500株 = 1,839,000$ 子 C $1,226 \times 1,000株 = 1,226,000$ 養子 E $1,226 \times 8,000株 = 9,808,000$

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程

## (3) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
生命保険金等			
	配偶者乙	11,250,000①	$30,000,000 - \text{非課税 } 18,750,000 = 11,250,000$
	子 B	6,750,000①	$36,000,000 \times 50\% = 18,000,000$ $18,000,000 - \text{非課税 } 11,250,000 = 6,750,000$
			(生命保険金等の非課税金額の計算) $5,000,000 \times 6 \text{人} = 30,000,000 < 30,000,000 + 18,000,000 = 48,000,000$ $\left. \begin{array}{l} \text{配偶者乙} \\ \text{子 B} \end{array} \right\} 30,000,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{30,000,000}{48,000,000} = 18,750,000 \\ \frac{18,000,000}{48,000,000} = 11,250,000 \end{array} \right.$
上記以外の相続又は遺贈によるみなし相続財産			
生命保険契約に関する権利	配偶者乙	3,951,105①	$4,000,000 - 48,895 = 3,951,105$

(4) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

<p>① 減額単価</p> <p>宅地H (乙) : 居 <math>\frac{138,600,000}{396\text{m}^2} \times 80\% \times \frac{330}{200} = 462,000</math> (順位1)</p> <p>宅地Jのa部分(C) : 貸 <math>\frac{67,545,000}{225\text{m}^2} \times 50\% = 150,100</math></p> <p>宅地Jのa部分(F) : 貸 <math>\frac{67,545,000}{225\text{m}^2} \times 50\% = 150,100</math></p> <p>宅地Jのb部分(C) : 貸 <math>\frac{46,740,000}{123\text{m}^2} \times 50\% = 190,000</math></p> <p>宅地Jのb部分(F) : 貸 <math>\frac{46,740,000}{123\text{m}^2} \times 50\% = 190,000</math></p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <span style="font-size: 2em;">}</span> 特例対象宅地 ②         </div>		
<p>② 判定</p> <p>乙が取得した宅地Hのうち 330 m<sup>2</sup>を特定居住用宅地等として選択 (完全併用)</p>		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額
宅地H $138,600,000 \times \frac{330\text{m}^2}{396\text{m}^2} \times 80\% = 92,400,000$	配偶者乙	92,400,000②

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	金 額	計 算 過 程
債 務	配 偶 者 乙	△1,980,000①	500,000 + 280,000 + 1,200,000 = 1,980,000
葬 式 費 用	子 C	△3,200,000①	3,000,000 + 200,000 = 3,200,000 ※香典返しに係る費用は控除できない。 ※香典収入は贈与税の非課税

## (6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計算過程
平成28年分	孫 D	8,400,000	H28.3.9 現金
平成29年分	子 C	12,000,000	H29.2.6 普通預金

## (7) 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計算過程
平成26年分	亡子 A	10,000,000	H26.11.4 定期預金

## (8) 各相続人等の課税価額の計算

(単位：円)

相続人等区分	相続人等							
	配偶者乙	子 B	子 C	孫 D	養子 E	孫 F	亡子 A	計
相続又は遺贈による取得財産	82,571,455	1,839,000	154,918,500	28,392,000	9,808,000	174,866,500		
みなし取得財産	15,201,105	6,750,000						
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産							10,000,000	②
債務及び葬式費用	△1,980,000		△3,200,000					
生前贈与加算(暦年課税分)			12,000,000	8,400,000	①			
課税価格(1,000円未満切捨て)	95,792,000	8,589,000	163,718,000	36,792,000	9,808,000	174,866,000	10,000,000	499,565,000

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産額
499,565 千円		30,000+6,000×6 = 66,000①千円		433,565 千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の基となる税額
		千円		円
配偶者 乙	$\frac{1}{2}$	216,782		70,551,900
子 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4}$	54,195		9,258,500
孫 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4}$	54,195		9,258,500
孫 D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{3}$	18,065		2,209,750
孫 F	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{3}$	18,065		2,209,750
養子 E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{3}$	72,260		14,678,000
	(配点①)			
合計	6 人	1		(100 円未満切捨て) 108,166,400 円

## (2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

区分		相続人等							計
		配偶者乙	子 B	子 C	孫 D	養子 E	孫 F	亡子 A	
算出税額		20,740,996	1,859,700	35,448,413	7,966,247	2,123,639	37,862,191	2,165,211	
加 算 又 は 減 算	相続税額の2割加算額								
	贈与税額控除額 (暦年課税分)				△1,290,000				
	配偶者の税額軽減額	△20,740,996							
	障害者控除額			△9,476,361		△2,123,639			
差引税額		0	1,859,700	25,972,052	6,676,247	0	37,862,191	2,165,211	
贈与税額控除額 (相続時精算課税分)									
納付税額 (100円未満切捨て)		0	1,859,700	25,972,000	6,676,200	0	37,862,100	2,165,200	74,535,200

(注) 相続税額の2割加算及び控除金額等の計算過程は、次の(3)に記載する。





## (3) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算(続き)

(単位:円)

加算又は控除の項目	対象者	金額	計算過程
障害者控除	養子 E	△2,123,639	$200,000 \times (85 \text{ 歳} - 27 \text{ 歳}) = 11,600,000$ ① $2,123,639 < 11,600,000 \therefore 2,123,639$
	子 C	△9,476,361	
贈与税額控除 (相続時精算課税分)	亡子 A	0 ①	$10,000,000 - 10,000,000^* = 0$ $\ast 10,000,000 < 25,000,000 \therefore 10,000,000$

## 3 亡子Aの相続時精算課税に係る権利義務の承継者、承継割合及び納付すべき税額

亡子Aの納付すべき税額						2,165,200 円
権利義務の承継者	A	孫D	孫E	孫F		
承継割合	1/2	1/6	1/6	1/6	/ (配点②)	
納付すべき税額 (100円未満切捨て)	1,082,600 円	360,800 円	360,800 円	360,800 円	円	

## 相続税法【総評】

### 〔総評〕

近年、難化傾向にあった税理士試験（相続税法）であったが、本年度の問題は、受験生もかなり易化したものと感じたであろう。計算は15～20年前によく出されていたようなレベルの問題が出題された。解答時間が足りなかったという者も少ないと思われ、高得点の勝負となる。ケアレスミスをどこまで抑えられたか。一方、理論では、問2（事例問題）は、理論集未掲載の論点のため、さほど得点に結びつけられなかったかもしれない。どこまで粘れたか。

### 〔第一問〕理論

#### 問1 相続税の延納・物納制度（総合問題）

延納（相続税）と物納の適用要件の説明が求められた。2つの納付の特例（延納・物納）について書かせる問題は、第20回（昭和45年）と第24回（昭和49年）の出題実績がある。LECでもパーフェクト講座の実力確認テスト（第7回）で出題した（他校でも対策済であろう）。用語を正確に記すことができたか、論点を漏らさず記載できたかどうか（網羅性）が問われる。特に改正論点でもある物納順位等から得点しておきたい。ボーダーラインは23点、合格確実圏は28点と考える（30点配点）。

論点	項目	★★★（確実に正答したい論点） 17点	★★（できるだけ正答したい論点） 12点→半分は得点に！	★（正答できなくても合否の影響が少ない論点） 1点
延納	延納の要件	金額要件・金銭納付困難事由・担保提供要件・担保が不要な場合・申請要件（5点）	—	—
	延納期間	一般の場合・不動産等の割合5/10以上・3/4以上（4点）	特則（2点）	—
	延納年割額	延納年割額（1点）	—	—
	手続	提出先（1点）	提出期限・添付書類（2点）	—
	用語の意義	—	—	不動産等の価額（1点）
物納	物納要件	延納によっても金銭納付困難・申請要件（2点）	超過物納（1点）	—
	物納に充てることができる財産	課税価格計算の基礎となった財産・法施行地にあるもの管理処分不適格財産除く（3点）	精算課税除く・物納順位・物納劣後財産を充てることができる場合（5点）	—
	手続	提出先（1点）	提出期限・添付書類（2点）	—

#### 問2 非上場株式等の贈与税の納税猶予及び免除（個別問題・事例問題）

設例（事例）に対して問が3つの出題。2問は設例を前提とせず、措置法の「贈与者」「経営承継受贈者」の要件を説明するものであった。これらは個別理論集等に未掲載のものであるため、早々に諦めた受験生もいたかもしれないが、計算の知識から作文で書ければよいであろう（LECパーフェクト講座テキスト4-2第47回8頁参照）。自分の知識をフル活用して対処できたであろうか。1問は設例を前提として納税猶予額と納税額を答えさせるもの。事例問題というよりは、計算問題であった。改正論点である納税猶予と相続時精算課税の併用ができることになったことに気が付いたかどうか。暗記に頼る学習よりも、基本項目をしっかりと抑える学習をした受験生の方が対応できたであろう。ボーダーラインは12点、合格確実圏16点と考える（20点配点）。

#### （贈与者・経営承継受贈者の要件）

	租税特別措置法	租税特別措置法施行令
贈与者 (要件数=5)	意義→措法70の7①カッコ書き 認定贈与承継会社の代表権を有していた個人として政令で定める者（既にこの規定の適用を受けている者を除く。以下「贈与者」という）	措令40の8① 政令で定める者 一号 同族過半要件 二号 同族内筆頭株主要件 三号 贈与時に代表権を有していない

経営承継受贈者 (要件数=6)	意義→措法70の7③ 用語の意義 イ <u>贈与の日において20歳以上</u> ロ <u>贈与の時において代表権を有している</u> ハ <u>同族過半要件</u> ニ <u>同族内筆頭株主要件</u> ホ <u>申告期限までに株式を全て有している</u> ヘ <u>贈与の日まで引き続き3年以上役員</u>	—
--------------------	--	---

論点	項目	★★★ (確実に正答したい論点) 7点	★★ (できるだけ正答したい論点) 9点→半分は得点に!	★ (正答できなくても合否の 影響が少ない論点) 4点
(1)	贈与者の要件	代表権を有していた・この規定の適用を受けていない (2点)	贈与時に代表権を有していない (1点)	同族過半要件・同族内筆頭株主要件・(2点)
(2)	経営承継受贈者の要件	—	贈与時に代表権を有している・20歳以上・申告期限まで全株保有・3年以上役員 (4点)	同族過半要件・同族内筆頭株主要件・(2点)
(3)	納税猶予額・納付税額	贈与株式数の判定・暦年課税 (猶予額・税額) (5点)	相続時精算課税 (猶予額・税額) (4点)	

### 〔第二問〕計算 (総合問題)

全体として平易な問題であった。宅地については、画地補正は奥行価格補正率のみの整形地の評価であったため、共有持分の計算漏れなどケアレスミスは致命傷になるかもしれない。取引相場のない株式については、問題文E5の指示により、旧通達の算式 (配当1・利益3・純資産1とする分母5の算式) により評価してほしかったが、分かりづらい面も確かにあった。緊張する本試験の環境でキチンと読み取りができたかどうか。未支給の国民年金 (未支給年金請求権) は遺族の固有の権利として請求するものであり、相続税の課税対象とはならない (国税庁ホームページ 質疑応答事例)。なお、障害者控除は子Cが扶養義務者に該当するかの判定上、居住無制限納税義務者に限るという制約もなく、現実に生活費を分担するなどの具体的な扶養をしているか否かを要件としているものではないことから、非居住である子Cからも控除できる。

ボーダーラインは40点、合格確実圏45点と考える (50点配点)。

★★★ (確実に正答したい論点) 30点	★★ (できるだけ正答したい論点) 19点→半分は得点に!	★ (正答できなくても合否の 影響が少ない論点) 1点
宅地H・居住用家屋I・建物K・ア スファルト舗装L・P社株式・定期 預金・株式の割当を受ける権利・措 法70適用なし (コメント) O社株 式純資産・O社株式C④・生命保険 金等 (乙・B)・生命保険契約に関 する権利・小規模宅地 (減額金額)・ 債務・葬式費用・生前贈与加算・遺 産に係る基礎控除・法定相続分・贈 与税額控除・障害者控除 (総額)・ 精算課税分贈与税額控除	宅地J (a部分・b部分)・農地N・ O社株式判定・O社株式類似・O社 株式株価最終値・小規模 (特例対象 宅地等)・相続時精算課税 (亡子 A)・相続税額の2割加算・配偶者 に対する税額軽減障害者控除 (対象 者)・精算課税の承継者及び承継割 合	未支給年金

全体でのボーダーラインは75点、合格確実圏は89点と考える。